

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法  |
| 根 拠 条 項：第4条の4第2項   |
| 処 分 の 概 要：許可猟銃等に係る打刻命令   |
| 原権者（委任先）：長野県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め：<br>銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、第4条の4第2項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令） |
| 処 分 基 準：<br>銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。         |
| 問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室<br>（電話：026-233-0110）                  |
| 備 考：   |